

## 令和3年度実施事業について

令和2年当初からの新型コロナウイルス感染拡大によって、当センターの教育・啓発事業も影響を受け、事業の中止や縮小を余儀なくされた。令和3年度においても、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を行ったうえで、以下のとおり事業を実施する。

## 1 講座・講演会

暮らしの巡回講座・連携事業以外の主催事業は、定員を会場の規定の半分以下としたうえで、例年並みの実施回数を予定している。例えば、10月に開催を予定している「悪質商法等被害防止講演会」では、落語講演時に演者と客席の間を全面ビニールシートで隔てる等の感染防止対策を行う。

実施時期	事業名	対象	事業概要
通年	暮らしの巡回講座・連携事業	全年齢	市民や関係団体からの依頼で行う出張講座。消費者トラブル防止講座の他、省エネ等が学べる暮らしに役立つ消費生活情報などがある。
7月	夏休み小学生講座	小学生 (4～5年)	市内小学校教員と連携し、食品ロスについて親子で学ぶ講座を実施する。
9月	消費生活講座①	一般	江戸時代のリサイクルと現代の食品ロスについて、トイレの歴史を紐解きながら楽しく学ぶ講座を実施する。
10月	悪質商法等被害防止講演会 (公民館開催分)	高齢者 障害者	警察・公民館と連携して電話de詐欺と悪質商法について学ぶ。情報保障(手話通訳等)付きの講座で、市内公民館2カ所を実施予定である。
10月	悪質商法等被害防止講演会 (消費生活センター開催分)	高齢者 障害者	悪質商法について学ぶ講座。学びの後は、落語でひと笑い。 情報保障(手話通訳等)付きの講座である。
8～1月	千葉県消費者団体ネットワーク 強化・活性化事業①	若年者 向け1	県のあっせんでマッチングした市内消費者団体等と千葉市が協働で行う事業である。 今年度は、若者向け2事業と、高齢者等の見守り活動従事者向け1事業の計3事業を実施予定である。
8～1月	千葉県消費者団体ネットワーク 強化・活性化事業②	若年者 向け2	
8～1月	千葉県消費者団体ネットワーク 強化・活性化事業③	見守り活動 従事者向け	
2月	消費生活講座②	一般	日本FP協会千葉支部、千葉市生涯学習センターと共催で、金融に関する講座を実施する。

## 2 学校での消費者教育

若年者に広く消費者教育を行うには、学校での消費者教育が有効である。消費者教育研究推進校事業では、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられることを見据え、中学校と高等学校を推進校に指定し、引き続き事業を展開する。また、不登校の児童・生徒に対しての取組みも併せて行う。

実施時期	事業名	対象	事業概要
通年	消費者教育研究推進校事業	中学生 高校生	毎年度、市立学校から2校を指定し、家庭科や社会科などの授業において消費者教育を充実させる取り組みを行う。今年度はさつきが丘中学校と市立千葉高等学校で実施する。
通年	適応指導教室における出前授業	小学生 中学生	SNS・スマホトラブルや、契約、フェアトレードなど消費生活に関する出前授業を行う。 (※適応指導教室：不登校の児童・生徒に対して学校生活への復帰を目指すサポートを行っている)
7～1月	消費者教育ポスター	小学生 中学生	夏休み中の課題として、消費者教育に関するポスターを募集する。優秀作品を区役所、商業施設等で展示するほか、優秀作品をあしらった啓発品を作成し、市立小中学校に配布する。

## 3 情報・資料配布等

センター機能周知や消費者被害の防止のため、情報紙やチラシ等の配布を行う。印刷物の配布と同時に、ホームページでも公開する。また、「暮らしの情報いずみ」の定期購読については、CO2削減のため、郵送からメール購読への切り替えを進める。

実施時期	事業名	対象	事業概要
通年 (年6回) + 特集号 (1月)	暮らしの情報いずみ	一般	A3両面二つ折り。隔月(奇数月)発行。 消費生活に関する情報や最新の契約トラブル等について掲載している。希望する医療機関、自治会、企業、団体、個人等に送付するほか、区役所等に配架している。 特集号は市政だより折り込みタブロイド判4頁で、市内全世帯に配布する。令和3年度は1月号を予定している。
通年 (年6回)	消費者被害注意報	見守り活動 従事者向け	A4両面。隔月(偶数月)発行。最新の消費者被害とその対処法について掲載している。主に、民生児童委員等見守り活動者向けに配布している。
通年	高齢者向け啓発品作成	高齢者	商品・サービスの契約トラブル防止の啓発及び、消費生活センターの相談専用電話を周知するため啓発品を作成し、高齢者に配布する。
9月	関東甲信越ブロック 共同キャンペーン(高齢者)	高齢者	高齢者向け啓発チラシを配布する(区役所、公民館等)。期間中に高齢者特別相談を実施予定である。
1～3月	関東甲信越ブロック 共同キャンペーン(若者)	若年者	若者向け啓発チラシを作成し、学校(中学校、市立高等学校等)や区役所、図書館、自動車教習所等に配布する。期間中に若者特別相談を実施予定である。